

NI+C運用技術支援サービスBellevueのご提供条件

サービスのご提供条件は以下のとおりです。

第1条 契約の内容

- NI+Cは本契約に従ってお客様に対し、NI+C運用技術支援サービスBellevue(以下「サービス」といいます。)を添付別紙の「サービス記述書」に従って提供します。
- 本契約は稼働の提供を目的とした履行割合型準委任契約であって、仕事の完成を目的とした請負契約および仕事の完成(達成)を報酬支払の目的とした成果報酬型準委任契約ではありません。

第2条 契約期間および料金

- 「月額料金サービス」または「年額料金サービス」の契約期間は注文書記載の「サービス開始日」より1か年とします。ただし、期間満了の1か月前までにお客様またはNI+Cが書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。
- NI+Cは、前項に定める料金の他、「サービス」提供に関わる確定料金を請求できるものとします。
- 「サービス」に対する料金は、「サービス」の種類に従って、次の各号に区分され「サービス料金」として表記に記載されます。
 - 月額料金 : サービス開始月は「サービス開始日」を起算日とし、最初に到来する月末までの日割り料金を請求します。翌月以降は、毎月1日乃至毎月月末までの料金を月額料金とし、以降同様とします。
 - 年額料金 : 「サービス開始日」の属する月の1日を起算日とし、1か年分の料金をサービス開始月の月末に請求します。翌年以降は各サービス期間の更新月の月末に請求されます。
 - 確定料金 : 月額料金の最初に到来する請求時、または年額料金の請求時にあわせて請求されます。
 - 端数処理 : 本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合には、その端数は四捨五入とします。
- 料金には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。また、消費税改正施行日以降履行される「サービス」には変更後税率を適用し、NI+Cはお客様に対し消費税改正前後の差額分を改正施行日以降に追加請求いたします。
- 請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。
- 前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利 14.5 パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

第3条 サービスの変更

- お客様は、3か月前の書面による通知を行い、それに対してNI+Cが受諾することにより「サービス」内容と「サービス記述書」を変更できます。なお、NI+Cは、変更によって「サービス料金」に増加が生じた場合、「サービス料金」を変更することができます。
- 「サービス対象機械」が他の機械と入れ替えまたは型式の変更が行われた場合は、当該作業完了日の翌月初日が「サービス対象機械」の変更日となります。
- 「サービス対象プログラム」が他のプログラムと入れ替えまたはバージョンの変更が行われた場合は、当該作業完了日の翌月初日が「サービス対象プログラム」の変更日となります。
- 前各項により新たに設定される「サービス」、「サービス料金」および変更実施日はNI+Cの変更確認書によりお客様に通知されます。当該確認書は本契約の一部を構成します。
- お客様がNI+Cに対し、「サービス記述書」に定めのないサービス提供を求めた場合、協議の上、サービス提供の有無を決定し、お客様はNI+C所定の料金を支払うものとします。

第4条 資料の権利

- NI+Cは、本契約履行に際し、新たに作成される資料およびその他の知的財産権は、NI+C既存の権利を含め全てNI+Cに帰属します。なお、NI+Cはお客様に対し、当該資料について譲渡不能の使用権を許諾します。

第5条 機密情報

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある社員または技術員以外には、開示または使用させないものとします。
- 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されません。
 - 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報

- 独自に開発した情報
- 第三者から正当に入手した情報
- 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします。

第6条 責任の制限

- お客様がNI+Cの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、NI+Cの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の原因となった当該「サービス」の料金相当額(月額料金の場合は1か月分に相当する金額、年額料金の場合は、12分の1に相当する金額)を限度とする金銭賠償に限られます。
- NI+Cは、いかなる場合にも、NI+Cの責に帰すべき事由から生じた損害、NI+Cの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

第7条 解約

- お客様の解約条件は、以下の通りとします。
 - お客様は、「サービス開始日」より1か年経過した後、NI+Cに対する1か月前の書面による通知により「サービス」を解約、または一部解約することができます。
 - 解約は1か月単位で可能といたします。
 - 「年額料金サービス」の場合は、NI+Cは受領済みの「サービス料金」のうち残存月数分を返還します。なお、1か月分に満たない料金については、返還されません。
 - 「サービス開始日」より1か年未満で解約される場合、以下の条件で解約することができます。
 - 「月額料金サービス」の場合、「サービス開始日」から1か年が経過するまでの残月数分の料金をNI+Cに支払うことで解約できます。
 - 「年額料金サービス」の場合、支払い済み料金は返還されません。
- NI+Cは、3か月前の書面による通知により、「サービス」を解約、または一部解約できます。この場合、NI+Cは受領済みの「サービス料金」のうち残存期間分を返還します。
- お客様またはNI+Cは、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - 相手方が本契約に基く債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めるとき
 - 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てられたとき
 - 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
 - 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
- 前3. 項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

第8条 反社会的勢力の排除

- お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - 自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策関係会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること
 - 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 - 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
 - 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力

力等の運営に資するものであること

2. お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき
3. NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。
4. お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
5. お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。
6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第9条 その他

1. お客様は、自己の業務処理のために「サービス」の提供を受けるものとし、NI+Cの書面による事前の同意が無い限り本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。
2. NI+Cは、お客様に対する3か月前の書面による通知により、月額料金、年額料金および本契約の条項を変更することができます。この場合お客様は、NI+Cに対する1か月前の書面による通知により、本契約を解約し、かつお客様より通知がなされたときまでにすでに合意された個々の「サービス」につきその受領を中止することができます。なお、お客様には解約前に提供された「サービス」に対しては料金をお支払いいただきます。
3. NI+Cは、NI+Cが選択する第三者(以下「従契約者」といいます。)を使用して「サービス」を提供することがあります。
4. NI+C以外のプログラムおよびサービスを「サービス」の対象とする場合は、お客様はその使用権許諾者より「サービス」に関し許諾されているものとし、異議が唱えられた場合には、お客様の責任において解決していただきます。
5. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライクその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエピデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
6. 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合は、時効により消滅します。
7. 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を合意上の専属的管轄裁判所とします。
8. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
9. 本契約が解除または終了した場合であっても、第4条「資料の権利」、第6条「責任の制限」、第9条1項「権利義務の譲渡」、第9条6項「消滅時効」、第9条7項「紛争の解決」、は有効に存続します。
10. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

(2020. 06. 19) A07-02-4